

アラブ首長国連邦の法律概要

(United Arab Emirates, "UAE")

CLYDE & CO
卷田 隆正 *Makita,Takamasa*

UAEの司法制度

UAE(アラブ首長国連邦)は、1971年の臨時約法に基づき、七つの首長国(アブダビ、ドバイはそのうちの二つ)が統合され一イスラム国家として設立されました。その時に、イスラム法のシャリアを基本理念とし、法原則とすることが定められました。(シャリア法は宗教によって定められた幅広い内容のもので、民法、刑法、訴訟法、行政法等、一般的な法律分野全てを網羅しています。)司法制度に関しては、司法省(Ministry of Justice & Islamic Affairs)が監督する連邦制度が導入されました。ドバイは、連邦制度に加わっておらず、ドバイの裁判所は、ドバイ裁判局により運営されています。しかし、ドバイの裁判所でも、ドバイ首長による直接立法で代替法が導入されない限り、UAEの連邦法が適用法とされています。

更にドバイを除き、UAEには二つの異なる裁判所制度—シャリア法裁判所と連邦法裁判所が存在します。シャリア法制度では、主に家庭問題や相続問題が審理されます。通常その他の争いは全て、連邦法裁判所で審理されます。連邦法裁判所では第一審・控訴審・最高裁判所の三審制が採用されています。裁判は、アラビア語で行われ、司法省に登録されている法廷代理人が出廷します。裁判所で適用される法律は、もともとフランス法制度から派生した民事法に基づくもので、裁判では対審方式ではなく、糾問方式が採用されています。

下記にはUAEでビジネスを展開していくに当たり、必要不可欠な法律(商法・会社法・代理人法・労働法)の概要をまとめました。また、UAEの経済成長に大きな影響をもたらしている自由貿易圏に関する説明をさせて頂きました。

商法

UAEにおけるビジネス全般に関わる重要な法律として、1993年商事取引法No.18(商法)が挙げられます。1986年のUAE民事取引法(「民法」)の導入により“民事取引”と“商事取引”的二つの概念が導入されました。しかし、この二つの概念の解釈に関して不安が生じたため、1987年、民法は民事取引にのみ適用されるものであり、商業取引に

は適用されるべきではないことが明らかにされました。しかしながら、“民事取引”と“商事取引”的区別は明確にされなかったため、民法内の条項を、いかに解釈すべきかなどの問題が残りました。商法は、これら不確かな点を明確に示す法律となっています。

民事および商事取引の区別の根本にある考えは、一般人は、法的義務を負い、履行するに十分な知識と認識を有していないというものです。その結果、この一般人には不当に義務を課すことはできないこと、例えば、不当な責任を免除する条項が採用されています。しかしその一方で、一般人本人自身の行為に対しての責任義務は免除されないことが民法により明確にされています。一方、商業関係者は、概して、商務に精通し、詳しい知識を持つものと解釈されます。その結果、商業関係者は、より自由に、商務の運営に合致する契約を結ぶ権限が与えられます。したがって、より自由に、契約当事者が商法の規定外で契約を結ぶことが可能となりました。

重要な点は、商法は、契約当事者が商法を当事者間の契約に先立って優先させる場合に限り適用されるという点です。つまり、適用が義務付けられる民法と違い、当事者は、商法に基づかない契約を結ぶことも可能だということです。ただし、同法には適用が義務付けられる必須項目もあります。

会社法

UAEで、事業を始めようとする外国企業は、1984年UAE連邦法No.8および1988年法No.13(「会社法」)に従う必要があります。会社法は、複数の会社形態を定めていますが、“合名会社”および“合資会社”は、UAE国民に限定され、パートナー(現地提携人)はUAE国民でなければなりません。“公開株式会社”は、事実上、現地法人の上場会社であり、“非公開株式会社”は、200万 UAE ダーラム(AED 2,000,000)の最低資本金を有することが条件とされます。外国投資者に与えられる会社設立の選択肢は、“合弁事業”、“有限責任会社”あるいは、“支店”的登録となります。

代理人法

UAEにおいてビジネスを行う場合、代理人が必須とされることがあります。例えば、フリーゾーンに設立された会社がドバイ、またはアブダビで事業を展開する場合、フリーゾーン圏外での事業活動を許可されていないため、代理人を通して事業をする必要があります。また、政府関係の契約に入札を行う場合、代理人を通じての入札が条件とされる場合もあります。

こういった代理人に関しては、1981年UAE連邦法No.18(「代理人法」)が適用されます。代理人法は、UAE国民あるいはUAE国民が全所有者である会社に限り、UAEにおいて代理人あるいは販売業者として活動することができると定めています。代理人契約が、UAE法において効力を発するためには、経済計画省の商事代理登記簿に登録されなければなりません。代理人契約が同省に登録されると、代理人は、代理人法が定める多大な法的保護を受けることができます。例えば、登録代理人は、代理人契約が指定する地域内の全ての販売に対し、販売実績が代理人によるものであるか否かにかかわらず、コミッションを受け取る権利があります。また、代理人契約にいかなる条件が含まれっていても、登録代理人は、代理契約がその条件に正当に基づいて解約あるいは未更新となった場合には、解約、未更新に対し、補償金を受け取る権利が与えられています。

代理人契約を注意深く作成することにより、代理人がその契約が定める義務を果たさない場合に同契約を解約することを可能としたり、あるいは、同契約を解約する場合に代理人に支払うべき補償金額を制限することが推奨されます。しかし、登録代理契約の解約に関し、委託元と代理人の間で係争が起こった場合、代理人には請求権が与えられ、代理人が一方的に委託元に対する義務を怠った、あるいは契約に違反した場合であっても、殆どの場合代理人が勝訴します。この補償金は非常に多額なものとなります。したがってUAEにてビジネスを展開する企業はしばしばこの代理人法にて厳しいビジネス状況を強いられます。

自由貿易圏(フリーゾーン)

現在UAE内にはおよそ30以上のフリーゾーンがあり、発展の段階は様々です。フリーゾーンには、有利な条件が多分にあります。例えば、企業のUAE国民による所有という必要条件の免除、外国人はフリーゾーンで設立される会社の100%出資が可能、輸出入税免税、商業課税の免除、制約のない資本および収益の本国送還、複数年のリースなどです。また、フリーゾーンの官庁は、被雇用者のスポンサーなどの援助や行政サービス、場合によっては、労働者の住宅および採用の援助といったサービスを有料で提供しています。

フリーゾーンでビジネスを始めることにおいて最も不利なことは、UAE内の取引に関する規則です。フリーゾーンで設立された企業は、所在する地域内およびUAE外で自由にビジネス活動を行うことができる一方、UAE内、あるいは、その企業が所在するフリーゾーン以外のUAE地域ではビジネス活動を行うことができません。したがってフリーゾーン内の企業が、UAE内でビジネスを行いたい場合、代理人法に基づき代理人を任命しなければなりません。また、各フリーゾーンにて細則が定められていて、UAE連邦法やドバイ法との兼ね合いが常に複雑になります。しかしながら UAEの経済発展に、このフリーゾーンシステムが大いに貢献していることは明らかな事実です。

まとめ

七つの首長国にはUAE連邦法、ドバイには直接立法、そしてフリーゾーン各々の細則、これはまづどの法律が適用されるかの判断が必要とされます。そして中近東でのビジネスでは常に、法律の文面と実務面での格差が生じます。UAEでビジネスを行う企業、そして法律を解釈していく者の課題はこの格差を見分けることが一番大事な感覚でもあると言えるのではないでしょうか。

卷田隆正：2009年以降、CLYDE&COのドバイ事務所勤務、日系企業のみならず多国籍の企業の法務を担当する。英国・香港弁護士資格を持つ。大手英國系法律事務所のロンドン、香港、東京事務所を経て、前職は米国GEの法務(東京・大阪)。